◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第384号（H29.1.13）◆◆◆

【大雪に対する国土交通省緊急発表】
今週末にかけての大雪に備え、下記のとおり、ドライバー等の皆様への呼びかけについてお知らせします。
〇北日本から西日本にかけての日本海側を中心に、15日頃にかけて大雪が継続し、猛吹雪となるところがある見込みです。
また、14日から15日にかけては、東海や近畿等、西日本から東日本の太平洋側の平野部でも局地的に大雪となるおそれがあります。
〇大雪や猛吹雪による立ち往生等に警戒が必要です。
〇不要不急の外出は控えるとともに、やむを得ず運転する場合には、冬用タイヤやチェーンの早めの装着をお願いします。
〇最新の気象情報については、気象庁ＨＰをご確認ください。
→　http://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝5件（1月6日～1月12日分）
(1)乗合バスの酒気帯び運転（疑い）
(2)乗合バスの車内事故
(3)法人タクシーの転落事故
(4)大型トラックの衝突事故
(5)トラックの衝突事故
2.学校や地方公共団体等に貸切バスの運賃・料金制度について周知します
3.貸切バス事業者の「安全情報」を公表します
4.軽井沢スキーバス事故を受けた対策の進捗状況について
5.1月30日から東京で410円タクシーが走ります～東京のタクシー初乗り運賃の引下げ等について～
6.　トラックの「Ｇマーク」をご存じですか？～安全性評価をクリアした優良なトラックだけが表示できる「安全・安心・信頼の証」です～
7.道路運送法の一部改正の施行日の決定及び関係政令の閣議決定について
8.バス事業者における改善基準告示等に係る運用実態調査結果を公表します
9.事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について

◇◇◇

【1.重大事故等情報＝5件】（1月6日～1月12日分）

(1)乗合バスの酒気帯び運転（疑い）

1月10日（火）午前9時22分頃、静岡県において、同県に営業所を置く乗合バスが運行を終了した際、営業所に戻った運転者に対しアルコール検知器による検査を行ったところ、アルコール反応（0.285mg/l）があった。

当該運転者は、午前7時頃に車庫から出庫しており、その際の電話点呼による検査ではアルコール反応はなかった。

その後、当該事業者の運行管理者が出庫時に使用したアルコール検知器を確認したところ、正常に動作する状態になかった模様。

なお、当該運転者は帰庫時にアルコール反応が出るまでの間に2運行に乗務していた。

(2)乗合バスの車内事故

1月12日（木）午後4時37分頃、石川県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが運行中、バス停において乗降客扱い後発車した際、座席に座ろうとしていた乗客が発車の振動により車内手すりに太ももを打ち付けた。

この事故により、当該乗客が重傷を負った。

(3)法人タクシーの転落事故

1月8日（日）午後6時30分頃、栃木県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客２名を乗せ運行中、道路左側の空き地に転落（落差約65cm）した。

この事故による負傷者はなし。

タクシーが乗客を降車させるため停車しようとした際、運転者からは道路と空き地が地続きで平坦に見えたため、車両を左に寄せたところ転落した模様。

(4)大型トラックの衝突事故

1月9日（月）午後2時30分頃、群馬県の国道において、新潟県に営業所を置く大型トラックが運行中、センターラインを越えて対向してきた軽自動車と衝突した。

この事故により、軽自動車の運転者と同乗者が死亡し、当該大型トラック運転者が軽傷を負った。

(5)トラックの衝突事故

1月10日（火）午前9時40分頃、宮城県の国道において、同県に営業所を置くトラックが運行中、赤信号で停車中の同じく同県に営業所を置く別のトラックに追突した。

はずみで、追突されたトラックに積載されていたLPGタンク37本のうち12本が路上に散乱し、うち1本からLPGが漏洩した模様。

この事故により、双方のトラック運転者が軽傷を負った。

上記5件の死傷者数計：死亡2名、重傷1名、軽傷3名（速報値）

◇◇◇

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000283.html

◇◇◇

(1) 道路運送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
本法律の施行期日を平成28年12月20日とします。
※事業許可の更新制の導入に係る規定については、本法律において平成29年4月1日から施行することとしております。

(2) 道路運送法施行令の一部を改正する政令
本法律により道路運送法第38条第1項が改正され、一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）の事業の休止又は廃止について、その30日前までに事前に届け出ることが義務づけられました。
これを受け、事業の休止の届出の受理について、権限の委任先を運輸監理部長又は運輸支局長から地方運輸局長に引き上げることとします。

2.スケジュール
公布日：平成28年12月16日（金）
施行日：平成28年12月20日（火）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000253.html

◇◇◇

・トラクタ・タンクセミトレーラの横転事故（静岡県富士宮市）
・トラクタ・コンテナセミトレーラの転落事故（神奈川県足柄下郡箱根町）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000279.html

◇◇◇